

第42号 平成27年5月1日発行

公益認定等委員会 発行

事業年度が3月末で終了する公益法人は「事業報告等」の、また、公益目的支出計画を実施している一般法人は「公益目的支出計画実施報告書等」の作成・備え置き・6月中に行政庁への提出が必要となります。 (関連記事2ページ)

3回目となりました法人訪問では、公益財団法人全日本柔道連盟への訪問の様子を紹介します。 (関連記事4ページ)



※詳しくはP.6を御覧ください。

目 次

- ■P.2 事業報告等の作成・備え置き・提出に ついて
- ■P.3 平成27年度 公益認定申請・法人運営に関する 「テーマ別セミナー」のお知らせ 第10回テーマ別セミナー 「定期提出書類の作成上の留意事項」
- ■P.4 「法人との対話」法人訪問(第3回) 公益財団法人全日本柔道連盟
- ■P.6 公益法人の活動紹介 「公益財団法人日本ばら会」
- ■P.7 公益認定窓口の御案内
- ■P.8 申請サポートに関する情報・ その他お知らせ

お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL: http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

■公益財団法人日本ばら会

3万種もあるバラのうち2万種ほどは、ほとんど1年中繰り返し美しい花を咲かせます。四季に咲くバラの植栽普及、品種改良及び遺伝資源の保存等を図り、環境の緑化及び美化に寄与し、さらに国際親善に貢献するとともに文化の向上及び国民の情操の啓発に寄与することを目的とする法人です。

4月末現在の法人数等

			公益法人数		一般法人数
			税額控除法人数	(注)	
内閣府	社	寸	780	105	1,031
	財	山	1,580	300	944
都道府県	社	4	3,325	99	5,348
	財	寸	3,682	398	3,177
合	計		9,367	902	10,500

(注)公益目的支出計画実施法人 (平成27年4月30日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続 についてはホームページを御覧ください

https://www.koeki-info.go.jp/



事業報告等の作成・備え置き・提出について

公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内に、事業報告等の書類を作成し、事務所に備え置くとともに、行政庁に提出する必要があります(公益認定法第21条第2項及び第22条第1項)。

また、移行法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内に、公益目的支出計画実施報告書等の書類を作成して、認可行政庁に提出し、また、同報告書を事務所に備え置く必要があります(整備法第127条第3項)。

4月1日から事業年度が始まる公益法人・移行法人の場合、【6月30日が提出期限】となりますので、御注意ください。



公益法人

提出書類

- □財産目録□役員等名簿□役員報酬等の支給基準を記載した書類□社員名簿
- □運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを 記載した書類、並びに同書類に記載された事項及び数値の計算の明細
- □計算書類等(貸借対照表、損益計算書及び事業報告、並びにこれらの付属明細書 (監査報告又は会計監査報告を含む))
- □キャッシュフロー計算書(会計監査人が必置の場合又は作成している場合)
- □滞納処分に係る国税及び地方税の納付証明書 他

留意事項

上記書類の作成に当たりましては、下記の点に御留意ください。

事業報告の中に定款や申請書に未記載の新規の事業はありませんか?

- → 定款に規定する目的に該当しない事業を新たに実施する場合には、定款変更が必要であり、また、公益(移行)認定申請書に記載がない事業を新たに実施する場合には、事前に行政庁への変更認定申請が必要となりますので、該当がある場合には、早急に必要な手続を取ってください。
- 決算で、正味財産が赤字又は僅少となる恐れ はありませんか?
 - → 公益法人には、事業を継続的に実施するための 財政基盤が求められ、正味財産が赤字又は僅少となる 場合には、速やかに財務基盤を回復する措置を講ずる 必要があります。

● 決算は財務3基準を充たす見込みですか?

- → 公益目的事業は、収支が均衡するように運営することが求められます。 突発的に剰余金が発生した場合には、公益目的に支出するための解消策を検討し、提出書類の別表Aに記載する必要があります。
- → 公益法人は公益目的事業の実施を主たる目的としますので、公益目的事業の比率が50%を割り込む場合には、今後の事業構造の見直しが必要です。
- → 遊休財産の保有制限を超過する見込みがある場合には、事業計画書や予算の変更も検討し、対応策を 早急に実行することが求められます。

移行法人

提出書類

□公益目的支出計画実施報告書及び同報告書の監査報告

□計算書類等(貸借対照表、損益計算書及び事業報告、並びにこれらの付属明細書 (監査報告又は会計監査報告を含む))

留意事項

上記書類の作成に当たりましては、下記の点に御留意ください。

● 公益目的のための支出が、計画上の支出額に比して著しく少なくなっていませんか?

- → 移行法人は、公益目的支出計画に従って支出をする こととされておりますので、純資産額の減少等により、計 画の確実な実施に支障が生じている場合には、速やかに 対策を講じ、必要により計画変更の変更認可を受ける必 要があります(実施期間に影響を及ぼさない範囲で計画 と実績が異なる場合には、提出書類の別紙2において状 況と理由を説明してください)。
- 計画の完了予定年月日に公益目的財産残額が 残ることはありませんか?
- → 計画の完了を見込んでいた事業年度において、決 算の結果、公益目的財産残額が零とならないことが判 明した場合には、直ちに計画の期間を延長する変更認 可申請を提出してください。



平成27年度

公益認定申請・法人運営に関する「テーマ別セミナー」のお知らせ

公益認定等委員会事務局では、平成25年11月30日の移行期間の終了を踏まえ、新たな段階に おける法人支援策の一環として、新規の公益認定申請や認定後の法人運営における各種のテー マについて、当事務局職員や外部の講師による法人向けセミナーを実施しています。

平成26年度には、年間を通して全10回のセミナーを実施し、延べ1173法人から、テーマに応じて役員から事務担当職員の方まで、幅広く御参加いただいたところです。テーマとしては、「公益認定申請の基本事項」、「定期提出書類作成上の留意事項」、「寄附集め入門」、「役員等の役割と責任」、「財産管理」、「公益法人の監査」を取り上げました。



平成27年度も、概ね1、2か月に1回を目途として、定期提出書類の作成や役員の選任等の法人運営上の時期を踏まえながら、様々なテーマのセミナーを実施してまいります。セミナーの具体的な時期や内容につきましては、随時「公益法人information」や「委員会だより」等においてお知らせいたしますので、定期的にチェックをお願いします。

また、セミナーの終了後には、本「委員会だより」において、各回の様子を紹介していますので、そちらも御参照ください。

以下では、26年度第10回のセミナーの様子をご紹介します。



第10回テーマ別セミナー

「定期提出書類の作成上の留意事項」を 開催しました

《平成27年3月23日(月)・3月30日(月)》

平成27年3月23日及び30日には、「定期提出書類の作成上の留意事項」をテーマとし、定期提出書類の作成に携わる公益法人の事務担当職員の方を主な対象として、書類作成上の具体的留意事項について説明する実務的なセミナーを開催し、2日間で約160名の法人職員の方々に御出席いただきました。

本セミナーは、定期提出書類に関するセミナーに毎回多数のお申し込みをいただいていることを踏まえたもので、同年1月に実施した第8回と同じ内容のものです。セミナーでは、「定期提出書類の手引き」を参照しながら、当事務局の法人監督及び会計の担当職員から、各書類の様式について、具体的に書類の趣旨や記載上の留意事項を説明しました。(同内容の第8回セミナーについて「委員会だより第40号」においても紹介しておりますので、そちらも御参照ください。)





定期提出書類の手引き



- STATISTICAL STATES

留意事項の例

- ①提出年月日の入力には日付入力を利用。 (直接入力は反映されません。)
- ②収支予算書は定型の様式はないが、損益 ベースで事業別に区分して作成。
- ③決算の承認に係る理事会と社員総会・評議員会の間は、2週間前の日からの計算書類等の備え置きが必要となることから、中14日の間隔が必要。
- ④事業内容の変更で公益性の判断を要する 場合は、事前の変更認定が必要。
- ⑤収益事業等の利益額の50%を超えて繰り入れる場合は、別表A(2)を使用し、所定の費用から収入を差し引いた額を限度として繰り入れが可能。
 - (第2段階で剰余金が発生することはあり ません。)

「法人との対話」法人訪問 (第3回)



公益財団法人 全日本柔道連盟

昭和63年に財団法人として発足し、平成24年4月より公益財団法人として活動を開始。

法人公式ホームページ: http://www.judo.or.jp/



平成27年4月10日(金)、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、雨宮委員長代理、門野委員、 北地委員、小森委員及び惠委員が「公益財団法人全日本柔道連盟」(以下「全柔連」といいます。) を訪問し、宗岡会長、山下副会長、近石専務理事らと全柔連の事業活動や法人運営などに関する 意見交換を行いました。

最初に山下委員長から挨拶があり、法人訪問の趣旨 は審査や監督から離れ、法人との対話の一環として

- ①公益法人の現場を知ること
- ②公益法人の皆様の疑問に答えること
- ③皆様の行っている知恵や工夫を共有していくことであることを説明しました。



意見交換の様子



公益認定等委員会 山下委員長の挨拶



全日本柔道連盟 宗岡会長の御挨拶

全柔連の宗岡会長は御挨拶の中で、新体制発足から1年8ヵ月間、全柔連が取り組む改革は、変えるべきものは徹底的に変えることとしてコンプライアンスやガバナンスの問題に取り組んでいること、変えてはならぬものは徹底的に守ることとして「MIND」活動(注)などの普及教育活動に取組んでいることを御紹介いただき、子供や保護者が胸を張って道場に通えるようにしたいとの説明をいただきました。

続いて、近石専務理事から全柔連の活動内容について、

- ・評議員数を半減し外部有識者や女性を登用するといった組織改革
- •都道府県の声を反映させるための全国代表者会議の設置
- •理事会や常務理事会においても外部有識者や女性を登用
- ・外部有識者を担当理事とし倫理懲戒規定を整備するなどのコンプライアンス対応
- ・新たに立ち上げた寄附制度の収入を原資とした青少年の健全育成 や国際貢献の事業や、重大事故防止総合対策などの新規の取組 などの説明をいただきました。



全日本柔道連盟 近石専務理事の御説明

全柔連との意見交換では、外部有識者が役員に入ることで法人の外部からの指摘について柔軟に受け 入れ、評価し対応することが可能となることや、外部有識者が持つ専門的知識が改革の実施においてより 機能的に活動していただいていると感じていることを伺いました。



また、フランス等では柔道登録人口が50万人を超え ているのは、子供に道場に遊びに来てもらい、あわせ て礼儀も教えることで、保護者にとって道場に子供を 通わせることが一種のステータスとなっているとのこと であり、全柔連としてもそういった取組にならっているこ とや、「MIND」活動により各都道府県の様々な取組を 共有し礼節・品格を重んじる柔道精神を全国津々 浦々まで広げることで、競技一辺倒ではない団体にな ろうとしていることを伺いました。

それに対し委員からは、ガバナンスやコンプライアン スの改革が順調に進んでいることを評価するとともに、 今回の改革をきっかけとして新たな寄附の制度を立ち 上げ、そこで得た寄附を原資とし、青少年の健全育成 活動や国際貢献活動といったより幅広い公益活動に 取組まれていることや、保護者の目線を意識した普及 教育活動の取組に共感の声が上がりました。



全日本柔道連盟 山下副会長の御説明





② 公益財団法人 全日本業務問題

嘉納治五郎先生の写真を前にする柔道家 をモチーフとした「MIND」活動のポスター

(注)「MIND」活動とは、礼節を重んじた、柔道を通じた 品格のある人づくりの活動である。

礼節(Manners)、自立(Independence)、高潔 (Nobility)、品格(Dignity)という柔道の精神に立ち戻ろ うとの思いを活動名称で表現している。各加盟団体に 担当者を置いて活動を促進している。

最後に山下副会長から、全柔連は柔道界のために何をなす かだけではなく、公益財団として社会のために何をなすかを意識 して活動し、公益財団としてのあるべき姿を求めて尽力していくと のお考えを御紹介いただきました。





●意見交換の詳細は、「公益法人information」に掲載しておりますので、是非御覧ください 掲載URL: https://www.koeki-info.go.jp/commission/pdf/270421_zenjyuuren_houmon.pdf



次回は未定ですが、今年 度中にあと2法人を訪問 する予定です。





公益財団法人 日本ばら会

The Japan Rose Society

法人公式ホームページ http://www.barakai.com

秋のバラ展



公益法人 活動紹介

本会は、定款第3条で以下の公益の増進を目的とすることが明記されていま す。この法人は、「バラの植栽普及」及び「品種改良」並びに「遺伝資源の 保存」等を図り、「環境の緑化及び美化」に寄与し、さらに「国際親善」に 貢献するとともに、「文化の向上」及び「国民の情操の啓発」に寄与します。

活動内容•

普及推進事業

皇室奉仕活動

- ♥平成8年(1996年)ばらの御下賜・展示の栄 に浴しております。
- ♥毎年春・秋に皇居・東宮御所・宮家のバラ剪定 等の奉仕が認められている由緒ある法人であり、 誇りを持って公益事業を行っています。
- ·公共団体支援活動
- 会員創出花の普及支援活動

展覧会事業

- ・春のバラ展覧会
 - (毎年5月中旬 西武プリンスドームにて開催)
- ・秋のバラ展覧会(毎年11月 新宿にて開催)
- ・地域協賛ばら会活動支援 相談事業

情報提供事業

- ・機関誌発行(月刊「ばらだより」)
- ・HP公報・栽培暦カレンダー
- 書籍等出版・表彰事業

国際交流事業

・在日大使館との連携

品種改良・登録事業

- ・世界未発表新品種バラ(JRC) の試作・評価・表彰(毎年)
- ・育種活動・国内・国際新品種名 称登録事業

講座・資格認定事業

「栽培基礎」講座 各種「実技」講座 「交配・育種実技」講座 「各種接木実技」講座 「講座・資格認定試験」事業 「バラ(学) 概論」講座 「認定試験」実施 「バラ・アレンジメント」講座





会員に無償配布された新品種苗

平成27年 配布苗・試作苗 決定

世界バラ連合(40ヶ国加盟WFRS)

機関誌「ばらだより」

現在683号発行

はじめての

バラづくり

日本ばら会が監修

編集を行った書籍

バラの相談コーナ 相談コーナー

■歴史

昭和23年「新日本ばら会」誕生 昭和24年7月

機関誌「ばらだより」第1号発行 (現在683号)

昭和37年3月16日

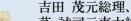
「財団法人日本ばら会」認可(農林 水産省)

平成24年4月1日「公益財団法人 日本ばら会」認可・登記される。

■歴代会長等

名誉総裁:寬仁親王妃信子殿下

長:石橋湛山元総理、



茅 誠司元東大総長 中曽根康弘元総理(現在)



春のバラ展覧会事業

最近の15年間余は西武プリンスドーム で毎日新聞社・NHK・スポーツニッポ ン新聞社と共催で実施しています。名称 は「国際バラとガーデニングショウ」で 6~7日間の会期中に20万~25万人の入 場者があり、世界有数のバラのイベント になっています。

その中でも日本ばら会にしかできない 役割として、ドームの内周いっぱいに、 各種鉢植えのバラを出品・展示し、会 期中はバラの花を絶やさないようにして いることや、さらにバラについての「相 談コーナー」を設けて一般入場者の質 問に答える公益事業を実施しています。





~公益認定申請窓口相談の御案内~

新しい公益法人制度に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。 より詳しい申請手続については「公益法人information」を御覧ください。

		機関名	電話番号(代表・直通)
国 内閣府公益認定等委員会事務局			03-5403-9669(直)
<u></u> 都道府県	北海道	総務部法人局法人団体課	011-204-5004(直)
110.但小小木	青森県	総務部総務学事課	017-734-9079(直)
	岩手県	総務部私学文書課	017-734-9079(直)
	宮城県	総務部私学文書課	022-211-2295(直)
	秋田県	総務部総務課	018-860-1057(直)
	山形県	総務部学事文書課	023-630-2056(直)
	福島県	総務部私学·法人課	023-630-2036(直)
	随岛県 茨城県	<u>総務部松子・法人誌</u> 総務部総務課	024-321-7048(直)
	栃木県	経営管理部文書学事課	029-301-2243(直)
	群馬県	総務部学事法制課	028-023-2003(直)
	埼玉県		
	<u> </u>	総務部文書課	048-830-2537(直) 043-223-2160(直)
		<u>総務部政策法務課</u> 生活文化局都民生活部管理法人課	
	東京都	<u>生活义化局都民生活部官理法人誄</u> 総務局情報統計部文書課	03-5321-1111(代)
			045-210-2461(直)
	新潟県	総務管理部法務文書課	025-285-5511(代)
	富山県	経営管理部文書学術課	076-431-4111(代)
	石川県	総務部総務課	076-225-1111(代)
	福井県	総務部情報公開・法制課	0776-21-1111(代)
	山梨県	総務部私学文書課	055-237-1111(代)
	長野県	総務部情報公開・私学課	026-235-7057(直)
	岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111(代)
	静岡県	経営管理部文書局法務文書課	054-221-2866(直)
	愛知県	総務部法務文書課	052-954-6024(直)
	三重県	総務部行財政改革推進課	059-224-2231(直)
	滋賀県	総務部総務課	077-528-3118(直)
	京都府	総務部政策法務課	075-414-4038(直)
	大阪府	総務部法務課	06-6944-6093(直)
	兵庫県	企画県民部管理局文書課公益法人室	078-341-7711(代)
	奈良県	総務部総務課	0742-27-8329(直)
		総務部総務管理局総務学事課	073-432-4111(代)
	鳥取県	公益法人・団体指導課	0857-26-7884(直)
	島根県	総務部総務課	0852-22-5014(直)
	岡山県	総務部総務学事課	086-226-7256(直)
	広島県	総務局総務課	082-513-2246(直)
	山口県	総務部学事文書課	083-933-2140(直)
	徳島県	総務局総務課	088-621-2031(直)
	香川県	総務部総務学事課	087-832-3062(直)
	愛媛県	総務部管理局私学文書課	089-941-2111(代)
	高知県	総務部法務課	088-823-9160(直)
	福岡県	総務部行政経営企画課	092-651-1111(代)
	佐賀県	経営支援本部法務課	0952-25-7002(直)
	長崎県	総務部総務文書課	095-895-2114(直)
	熊本県	総務部文書私学局県政情報文書課	096-383-1111(代)
	大分県	総務部法務室	097-506-2272(直)
	宮崎県	総務部行政経営課	0985-26-7111(代)
		総務部学事法制課	099-286-2111(代)
	沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074(直)

内閣府では、法人サポートの取組の一環として、これから公益認定の申請を予定している法人を対象し 窓口相談の予約申込を毎月受け付けております。 窓口相談の申込は、以下のような内容となります。

対 象 法 人内閣府へ公益認定申請をご予定の一般法人



- 相談内容等 (1) 新規の公益認定等各種申請に関するご相談
 - (2) 定款の内容等についてのご相談

※窓口相談の時間は1回当たり約45分

- 留 意 事 項 1.この窓口相談は公益認定申請の要件ではありません。
 - 2. 以下の法人の方は、予約申込を行うことができません。
 - (1)既に公益認定申請を行っている法人
 - (2)申請予定先行政庁が都道府県である法人
 - 3. ご相談は、できる限り詳細な説明を行いますが、最終的な結 果を保証するものではありませんので、予め御了承願います。
 - 4. 初めて窓口相談を受けられる方には、現行の定款、事業の概 要、組織、財務規模等が分かる資料(パンフレット等)をお願いす ることがあります。



公益認定申請サポート・ 法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営(事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等)について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の 予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人 information」で募集しています。

電話 03-5403-9558 FAX 03-5403-0231 メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669 時間 平日10時~16時45分

■法人運営・公益認定申請について、 弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等) による相談会を全国で開催しています(1法人につき 1時間程度)。

平成27年度の開催について詳細が定まりましたら、 随時「公益法人information」に掲載してまいります。

(※詳細は「公益法人information」を御覧ください。)

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 **《要事前申込》**

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558 FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催 者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

(検討中)

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■平成27年度の開催内容は検討中

●詳細が定まりましたら「公益法人information」 に掲載します。

https://www.koeki-info.go.jp/

電話 03-5403-9558 FAX 03-5403-0231 メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ

内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki _npo_zeigakukoujyohojin.html

また。 ボームページ及び委員会だよりで 活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び 「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を 行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会に なりますので、奮って御応募ください!

現在は、82法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

■問い合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係



■電話:03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp